第６回教育委員会会議

１　日時　　令和８年５月12日（火）　午後３時30分～午後４時15分

２　場所　　大阪市役所本庁舎屋上階　P1共通会議室

３　出席者

多田　勝哉　　教育長

大竹　伸一　　教育長職務代理者

赤木　登代　　委員

長谷川　葵　　委員

森　　久佳　　委員

古川　知子　　委員

高井　俊一　　教育次長

青柳　　毅　　阿倍野区担当教育次長

三村　浩也　　鶴見区担当教育次長

福山　英利　　教育監

松田　淳至　　総務部長

伊藤　純治　　政策推進担当部長

中道　篤史　　指導部長

橋本　洋祐　　総務課長

松永　真紀　　連絡調整担当課長

甲斐　哲夫　　首席指導主事

有上　裕美　　教育政策課長

中谷さおり　　教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

４　次第

（１）教育長より開会を宣告

（２）教育長より会議録署名者に大竹委員を指名

（３）案件

議案第44号　　児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について

議案第45号　　大阪市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案

報告第17号　　令和７年度　争訟事務の委任に係る報告について

協議題第６号　学校園における課題解決への支援について

なお、報告第17号については、会議規則第７条第１項第２号及び第５号に該当することにより、協議題第６号については、会議規則第７条第１項第５号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

（４）議事要旨

議案第44号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書の２ページをご覧いただきたい。弁護士の有年麻美様、早川僚太様、高橋誠様、臨床心理士の桶谷千晶様、田中優子様の５名の委員を引き続き委嘱するものである。

委員の任期に関しては、有年様、桶谷様、田中様を令和８年６月10日から令和10年６月９日、早川様を令和８年７月１日から令和10年６月30日、高橋様を令和８年７月12日から令和10年７月11日としたい。

引き続き委嘱を行う理由としては、いずれの委員も、この間、複数の本市のいじめ重大事態調査において、滞りなく調査を遂行いただいており、資質として適任であること、またいずれの委員も現在調査中の事案にも携わっていただいていることから、引き続き委嘱を行うものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第45号「大阪市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案」について。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

改正の趣旨及び理由について、教育委員会事務局所管の公印を点検したところ実際の公印と本規則の規定に相違があったことから、本規則の一部を改正するものである。

改正内容については、すでに廃印となっているが本規則に表記が残ったままになっている教育委員会事務局印を廃止する。また、実際の公印と本規則の規定の寸法やひな型の表記と相違があったものとして、教育委員会教育長職務代理者印の寸法の改正、及び教育委員会教育長印及び教育委員会教育長職務代理者印のひな型の改正を行うというものである。

本規則改正が承認されたら、公布の日から施行することとする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第17号「令和７年度　争訟事務の委任に係る報告について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、争訟事務委任規則第１条の規定により、教育長に委任された争訟に関する事務について、同規則第２条の規定により、前年度における事務の管理及び執行の状況を、教育委員会に報告するものである。

例年、この時期に、前年度末の状況を会議でご報告しており、本日ご報告するのは、裁判所関係と人事委員会関係の事案を合わせて６件である。内訳は、裁判所関係については、裁判所で係属しているものが２件。人事委員会関係については、終了したものが２件、審議中のものが２件である。

それでは、まず裁判所関係の事案についてご説明する。No. １及びNo. ２の事案の詳細は概要に記載のとおりである。

次に人事委員会関係の事案についてご説明する。まず終了事案について、No. ３については、市立中学校の再任用教諭が、概要にあるような部活動中の暴力行為により停職２月の処分を受け、この処分を不服として審査請求をしていたが、裁決において、原処分が停職１月に修正されている。No. ４については、市立小学校の教頭が、令和２年度の人事評価について、校長に不当に低い評価を受けたと主張して賞与削減の回復を求めて措置要求していたが、当該要求は認められない旨の裁決となっている。

次に審議中の事案について、No. ５及びNo. ６の事案の詳細は概要に記載のとおりである。

協議題第６号「学校園における課題解決への支援について」を上程。

中道指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

本日は、「協議題第６号　学校園における課題解決への支援について」、これまで作成を進めてきた「別冊事例集」の構成案についてご説明申しあげ、ご確認、ご意見をいただきたい。

本日の資料は、前回３月23日の教育委員会会議で「事例集」の構成案についてご説明した際にいただいたご意見等を反映した修正版となっている。

全体の構成としては、まず、事案の概要を紹介し、その後、教育委員会事務局に相談後の対応を記載している。ここで、この事案がこじれてしまった原因を考えさせる設問を設定し、次のページでその原因分析を行い、その分析に基づいた、よりよい対応例を説明し、最後に連携できる関係諸機関を紹介する構成にしている。

事例集の説明について、本編冊子を補完する形で教職員向けに作成した資料であり、具体的な判断過程も記載していることから、内部の研修資料としている旨を記載している。また、ここで扱う事例は、これまで学校園と教育ブロックが連携して対応した具体的な事例をもとに作成した架空の事案と表現している。

次に、３ページをご覧いただきたい。まず、事案の「エピソード」を記載している。後ほど出てくる「なぜ、こじれてしまったのか」を考察しやすいよう、また、背景を詳細にとのご意見を受け、なるべく詳しく記載している。また、暴言の有無についてご意見もあったので、ここでは「担任の配慮を欠く発言があった」としてエピソードの横に追記した。この事案は、担任の指導のなかで、障がいのある児童への配慮を欠く発言があり、子どもが登校を渋っており、保護者は担任の謝罪と指導改善を書面で要望しているケースとしている。担任は経験が豊富な教員であり、自分の指導は間違っていないとして、保護者との話は平行線になり、教頭へ対応が移行するものの、教頭も正確な事実確認をすることなく、対応方針も示さなかったため、校長へ対応が移行したとして、ここに至るまでの経緯を詳しく追記した。教頭の対応部分の記載や、また校長の書面作成に関する記載について、ご意見をいただいたので、それぞれご意見を反映し修正している。担任も自分の発言のすべてが配慮を欠くとは思えないとして謝罪を拒み、校長は担任と保護者の板挟みになり、困ったところで教育委員会に相談する。ここまでが、学校がとった対応で、教育委員会に相談した後の展開を記載している。SSET相談後の担任からの謝罪の判断と事実確認との流れについてご意見を頂戴したので、冒頭にその流れを記載した。その後、インクルーシブ教

育推進担当の巡回指導の導入や、障がいのある児童への対応研修も進め、保護者説明会にて校長、担任から謝罪などを行った。さらに、複数教員での見守り体制を継続したことで、保護者も一定理解し、児童の登校渋りも解消したという流れである。

この事案が「ここまでこじれた原因は何だったのか」を考えさせる設問を置いている。こじれた原因を考えさせてから、その後の確認ができる方がよいとのご意見もあったので、事例集の体裁の工夫や、各校園への提供の際の、事例集を用いたケーススタディの研修手法の案内等についても検討してまいる。

次の４ページにはこじれた原因分析を掲載している。原因分析を考えるにあたり、本編冊子の振り返りシートの項目との関係が分かるように、振り返りシートの番号付きのものを事例集付録として付け、【】の中に対応する項目の番号を表すよう修正している。振り返りシートは６ページにあるので、ご参照いただきたい。教頭の対応について、原因分析とエピソードの内容との連動性についてご意見いただいたので、その内容を反映している。校長の対応に関しては、「校長が容易でない要望を受けてしまい」という表現と、「組織として適切な対応方針を検討し、学校としてできることとできないことを伝える必要があった」という表現を追記した。前回の会議では、「Bad、Good」や「対応ポイント」、「こじれた原因」などの項目で内容が重複していたため、「こじれてしまった原因分析」として集約した。これらの原因分析を踏まえた、「よりよい対応例」をその下に記載している。

前回会議でのご意見を受け、本編冊子Ｐ６の対応の流れのフロー図に対応していることが分かるように、右側に黒囲みでステップ１、２などとマークでお示しした。①初動では、保護者の気持ちの受け止めと、その後の学年主任や管理職への報告や、組織的な対応方針の検討、対応が困難になる可能性がある際は、早めに教育委員会へ相談し、組織的な対応を進めることを記載している。②対応方針の検討・決定については、SSET派遣相談など専門的な見地から助言をいただくことや、聞き取り調査等、正確な事実確認を進めるとしている。５ページをご覧いただきたい。③保護者への説明は目安としておおむね１週間以内で行い、事実確認の結果、担任の配慮を欠く発言が確認されれば、適切な謝罪と今後の対策を説明する。「その際、学校として対応できないことは、できないことを説明することも必要」の部分を追記している。さらにご意見を踏まえ、その下の例の部分で、担任からの謝罪や校長からの説明等について、話法の形で具体的な発言例を記載するよう変更している。④保護者説明会の実施が必要な場合は、保護者の意向を踏まえて、あらかじめ説明会の内容を整理し、関係者からの謝罪と調査結果と今後の対策を丁寧に説明する。⑤最後は

対応策の実施とその後の継続的な見守りを行う。担任の研修結果や児童の日々の良かったことなどを伝えるとともに、定期的な面談の機会を持ち、保護者とのよりよいコミュニケーションに努める。

面談の機会を（月１回程度）と表記していたが、子どもや保護者の状況によっては頻度に幅があるので、頻度の目安は削除している。事例集の作成にあたって気を付けたポイントとして、担任が読んでも、管理職が読んでも参考になるような原因分析や対応例にすることと、担任の抱え込みや書面要求、保護者会開催の要求など、学校園で起こりがちで、かつこじれがちな事案をとりあげることで、似たような事案が起きた場合に活用できることなどである。

本日は構成案についてご意見をいただくため、１つの事案に絞っているが、構成が決まったら、中学校や幼稚園の事案も追加し、学校園に周知していこうと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】　丁寧に説明いただきありがとうございました。これは今回あくまでサンプルということですが、今後も新たな事例を追加とあるので、いくつかは事例を載せて追加していくということでしょうか。研修資料として本編はホームページに掲載し周知するということですけれども、この事例集は研修資料として取り扱うということですが、これは冊子にするのでしょうか。それとも限定した人がアクセスできるようなところにPDFで掲載して更新していくのでしょうか。どういった形で研修資料として取り扱うのでしょうか。追加していくなら昨今何回も印刷をするというのは無駄だと思いますので、どういうふうに配付、周知していくのか教えてください。

【中道指導部長】　ありがとうございます。サンプルにつきましては、これ１つですが、いろいろな種類の事例もございますので、随時それを足していけたらと思っております。保存、配付の方法も冊子にしてしまいますと、それで終わってしまいますので、データとして学校で蓄積できるような形をとっていきたいと考えております。

【長谷川委員】　エピソードの事案等、とても簡潔にポイントを押さえた表現になっていて非常にわかりやすいと思いました。ありがとうございました。今後以前いくつか示していただいた事例についても同じような構成でまとめていただけると思いますが、おそらく原因分析もいろいろなものがあると思うので、それが多角的にでるような感じでエピソードを調整したりなど、いろいろな方面での配慮がわかるような研修資料にしていただ

けたらと思います。よろしくお願いします。

【中道指導部長】　　ありがとうございます。これを１つの手がかりにしてしっかりと次の事例も作っていきたいと思っております。

【古川委員】　　ありがとうございます。架空の事例を作るのは凄く苦労されたのではないかと思います。でも、凄く読みやすいですし、利用しやすいと思いますので、内部資料として上手く活用いただけるのは凄く楽しみだと思っています。教員、学校の対応力がアップするのに非常に有効なのではないかと思います。スクールカウンセラーさんやスクールソーシャルワーカーさんも一緒に対応する際に、そういう方々への資料の提供もどこかの段階でまた検討いただけたらと思いました。よろしくお願いします。

【中道指導部長】　　ありがとうございます。おっしゃるように教員のみならず、学校に関係していただいている様々な専門家の人たちとも一緒に、研修を深めていけるように活用を考えていきたいと思います。ありがとうございます。

【大竹委員】　　資料的には文言もこなれてきたし、本編との対応も非常にわかりやすくなっているので、これで結構だと思います。ただ、活用の仕方についてですが、今言われるようにPDF等に教員の方がアクセスするということになると、まず考えてみるということが１番大事だろうと思います。３ページに「この事案はなぜこんなにこじれてしまったのでしょうか」というような設問がありますが、続けて見るとすぐ次のページに模範例が書いてあるので、実際のやり方としてはエピソードがあって、教育委員会に相談後でもいいですが、次のページに白紙を１枚「なぜこじれたのでしょうか。考えてみて下さい。」その後、「どういうような対応が１番良かったとあなたは考えますか。」というような構成にしておいて、その後に教育委員会としては、「こじれてしまった場合、こう考えています。」とした方が、先生１人ひとりの考え方にも、教育委員会の模範例以外の見方があるのかもわからない。そういう面ではいろいろな対応がくるので、一つの模範例を見せてしまうと「そんなものか」というようになって、妙に納得をして偏ってしまうので、活用の仕方を考えさせるような形でサーバーなどに入れる工夫もされると良いのではないかと思います。こじれた原因・分析とありますが、教員の現場から見るとまた違うことが出てくるかもわからない。それはそれで非常に有益な意見だと思うので、工夫をしてまず考えてもらうということを第一にして行っていただければ有難いと思います。

【中道指導部長】　　ありがとうございます。おっしゃるようにすぐに答えがわかってしまうのでは、せっかく作ったというのにというのもありますので、ケーススタディ的な

形で自分がしっかり考えられるような出し方も工夫をして行っていきたいと思います。ありがとうございます。

【森委員】　だいぶ洗練されてきたというか、凄く構成も含めてわかりやすくなってきたと思います。大竹委員の話を引き継ぐ形になりますが、考えるといったときに、ポイントというかどのケースでも言えることだと思いますけれども、思い込みや偏見、バイアスを一旦自覚するというか、実はそこが教師側だけではなくて、もしかすると保護者もそういう思い込みがあるかもしれないということで、一方的に学校側だけが全て責任をかぶるでもないし､保護者が全面的にモンスターペアレンツのように悪いということでもなく、まずは解きほぐすことが必要になってきたときに考えるための視点というのを問いとして提示する､例えばどこに思い込みがあったのか､どういう偏見を持ってしまっていたのか、言い方を変えると客観的になれなかったのはなぜか、それがこじれてしまったというような見方もできますが、その点が１つ全体方針として必要になってくるし、それが例えば研修をするうえでの１つの問いの形として考えるきっかけになるし、そして考えること自体が別のケースでも「この発想法を活かして考えてみよう」というような主体的なというか自分たち自身で考えるきっかけになると感じたところです。それに関連して、２つ目で言うと、これはあくまで保護者と学校とパートナーを組んで合意形成をしていくための支援の冊子だと捉えるのであれば、これも全体のトーンと関わってくると思うので、検討いただきたいのが、学校側の方針を伝えるだけでいいのかというところです。これは保護者と協議をしてというかお互いに合意形成を図っていくことが重要になってくるのではないかと。だからこそ学校としてはこうだけれども、保護者としてはこうしてほしい、いろいろやり取りがあったうえで､お互い納得というか合意してこれでいきましょうというような、結構丁寧なプロセスが重要になってくると思うので、これをしてあれをして終わりということではなく、実はケースバイケースな部分がある、方針といったものが、確認、共有できるような構成というのも結構重要になるのではないかと思いました。３つ目が、研修の形態でも出ていましたが、どう活用するのかという話にも関わってきますが、もちろん個人で見るというのはそうですが、研修といったときに、どの程度の規模か、全市型なのか学区型なのか、それとも学校での集合なのか、いろいろなケースを知るという意味では学校にとじない形で、学校を超えた形で集まるタイプの研修でも有効な側面はあると思います。その辺りも今後、検討をしていく必要が出てくると思います。４つ目はアップデートどうしていくのかと言ったときに、例えばこういうことをもうすでにしているという学校

もあるとは思うので、そうした視点でも結構ですし、実際活用してみてこの辺りがわかりづらかった、要は冊子を通して、冊子と照らし合わせてみて有用だった点、全てをカバーすることは難しいかもしれないですけれども、カバーしきれなかったという点も結構重要な知見になり得ると思うので、何かそういうことが集約できる仕組みがあるとより良いと思いました。何よりこれだけ丁寧なプロセスをするということは、先生方、学校にも余裕が必要だということは改めて感じました。結構連動していると感じたところです。いろいろあげましたが、今すぐ対応をいうことではなくて、今後の視点として４点述べさせていただきました。

【中道指導部長】　ありがとうございます。今おっしゃっていただいたようにこの事例というのはシンプルに作っているところがありますので、１つ目におっしゃられたように思い込みやバイアス、担任と保護者の関係がそもそもどうだったのか、感情面、心理的な面などそういった部分によっても展開が変わってきたりすることもたくさんあると思いますし、２つ目の合意形成のやり取りとのキャッチボールで、この中にも書いてありましたように、できることとできないこと、学校の感覚としてできることできないことであって、保護者から見て本当にそれは理解、納得できるものなのかというところもまだまだそこから派生していろいろな議論が出てくる、深まっていけばいいというふうには思っているところです。３つ目の研修の形態について、どういった形が１番届きやすいのかということは校長会と教育センター等とも相談しながらまた詰めていきたいと思います。４つ目のアップデートも事例は増やしていくだけではなくて、実際活用してみてどうだったか、振り返りと言いますか、そういったものも含めてどこまでできるのかですけれども、できるだけ頑張りたいと思います。ありがとうございます。

【赤木委員】　ジェンダー研究をしているのでどうしても気になる点があります。５ページのイラストです。教育委員会の担当者と校長先生の両方がネクタイをしめた男性として描かれています。また、３ページのところもおそらく校長先生でしょうか、同じイラストの男性です。これはやはり少し配慮が必要だと思います。多様性を重視する、また男女共同参画の視点もありますので、責任者、責任ある立場が男性というイメージを起こさせるということは避けたいところです、ご配慮願えたらと思います。

【中道指導部長】　ありがとうございます。検討してまいります。

【多田教育長】　本件につきましては、事務局の方でも相当いろいろな議論も経まして一旦こういう形でまとめさせていただいております。今後の日程もございますけれども、

本日いただいた内容を反映させるということであったり、活用の仕方、その後のいろいろな事例の積み重ねをさらに現場の方に返していくというようなことであったり、私の方も見ていまして、連携できる関係機関の中では、教育委員会事務局、インクルーシブ教育推進室もそうですが、やはり事務局側の力量に関わるようなところも、相当問われていくような場面も今後出てくるかと思いますので、そういう面では学校と教育委員会と一体となってこの冊子を活用して、保護者とのよりよい関係づくりに向けて一歩ずつ進むことができたらと思っております。基本的にはこの方向性で折を見てご相談させていただいて進めていくことができればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

（５）多田教育長より閉会を宣告